

網戸・換気扇などの設備、水回りや床、外壁・防水、共有部分の改善など

# 公営住宅の改善を県・市へ要望します



## みなさんの要望を事前にお寄せください

みなさんのお住いの公営住宅（市営・県営）の室内、ならびに共有部分、外回りなどで、改善が必要な場所はありませんか？  
下記の日程で、熊本市住宅課へ、改善の要請行動を行います。  
快適に住むことのできる公営住宅へ、要望をお寄せください。

右表に記入し、9月15日（木）までにFAX・電話等でご連絡いただければ、事前に調査して要請日に回答されます。

また、間に合わない場合は、当日会場に直接要望をお持ちください。その場で要望します。（後日回答）

ぜひ、ご参加ください。

\*なお、県営住宅の要望は、後日県への要望を行います。  
（要望を出された方へは、日程が決まり次第お知らせします）

**とき** 10月14日（金）午後1時～

**ところ** 市役所議会棟2階・予算決算委員会室

【要望の提出先】日本共産党熊本市議団

☎ 096-328-2656 Fax 096-359-5047

メール：kumamsu@gamma.ocn.ne.jp

日本共産党  
熊本市議会だより

NO. 1288  
2022年8月21日合同号  
電話 328-2656  
FAX 359-5047



熊本市中央区手取本町1-1 メール：kumamsu@gamma.ocn.ne.jp

発行：日本共産党熊本市議団 P：共産党 熊本市議団

検索



上野みえこ  
（中央区）



なすどか  
（東区）

☆9月15日（木）までにお寄せいただいた要望は  
要請当日、市から対応が示されます。

氏名（ ） 連絡先（ ）  
住所・団地名・ 区 （ ）団地 棟 号

☆調査された結果をお返しますので、氏名・連絡先・団地名等は必ずご記入ください。

◆戸別の要望・・・改善してほしい点を具体的にお書きください。

◆団地全体での要望・・・具体的にお書きください。

（キリトリ）

# 社協貸付からみる困窮の現状と課題 コロナ禍の生活困窮解消へ、「公」の生活保障を



生活保護問題議員研修会に学ぶ

(上野みえこ)

8月9日にオンライン形式で行われた「生活保護問題対策全国会議・全国公的扶助研究会」主催の議員研修会「コロナ下の生活保障～『公』を取り戻そう」に参加しました。①「コロナで財源がないってホント？コロナ禍と自治体財政」、②「社協貸付1・4兆円～その功罪を考える」の2つのテーマを視聴しました。

今回は、②の報告です。日本福祉大学准教授の角崎洋平さん、兵庫県社会福祉協議会福祉支援部長の荻田藍子さんの2人がお話をされました。

## 利用状況から見える～想定外の困窮の広がり深刻さ

社協貸付（緊急小口資金と総合支援資金）総額は、全国で約367万件、約1.4兆円となりました。業務の一部が労金・日本郵便に委託可となり、申請の間口が広げられ、緊急特例にもかかわらず2年半も続きました。

若年層から高齢層まで幅広く感染拡大の影響で収入減、アルバイト学生・外国人等含め、幅広い層が貸付を利用しました。社協の相談窓口では、孤立・不安定な生活を送る人たちの状況が浮き彫りになりました。

## 償還免除・必要な生活支援へ、社協の体制拡充を

もともと貸付に関わる職員は少なく、社協の現場は貸付業務に追い付かない現状もあります。2023年1月から緊急小口を皮切りに償還が始まります。うち約25%償還免除になると

推計されています。そこで必要なのは、償還免除にきちんと対応するとともに、免除にならない世帯の生活状況を把握し必要な支援につなげることです。社協の職員拡充は急務です。

## 対象となる人が「償還免除」となるよう免除の周知を

### 【償還免除の要件】

- ▼借受人と世帯主が判定年度に住民税非課税の場合
- ▼生活保護を受給した場合
- ▼借受人が精神1級又は身体1・2級の障がい手帳交付を受けた
- ▼住民税の所得割非課税で高齢者のみ・障がい者・ひとり親世帯、それと同等と判断された場合
- ▼1年以上の償還未済、また分納・少額返済でも払っていない額が増加
- ▼借受人が死亡もしくは失踪宣告された場合
- ▼県社協会長による職権免除 (1)自己破産の免責確定、(2)住所不明、(3)償還指導による償還見込なし、(4)償還未済額の時効完成、(5)災害被災者

まずは、以上のような償還免除の対象をきちんと周知する。

そして、必要な支援につなげるためには「払え払え」の指導でなく、丁寧な事情の聞き取りと将来を見通した助言・支援をすべきです。

## 必要な人への必要な支援として「給付制度」拡充を

緊急貸付を受けている世帯は、非正規雇用・自営業などでもともと低所得・不安定な層が多く、「償還困難」はそれらの世帯が抱えている問題発見の契機となります。

福祉資金貸付の償還ができない世帯は、貸付による支援では救済できない世帯であったと考えられます。「償還免除」と併せて低所得者への「給付制度」拡充が大きな課題です。